

平成28年8月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

## 平成28年8月結城市教育委員会定例会

- 日 時 平成28年8月24日（水曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース 会議室
- 出席委員 松浦修三委員長  
中村義明委員長職務代理者  
石川周三委員  
北嶋節子委員  
小林仁教育長
- 教育委員会事務局  
指導課長 渡辺昭登  
生涯学習課長 斉藤伸明，ゆうき図書館長 佐藤栄一  
給食センター所長 石川好次，スポーツ振興課長 妻木克浩  
学校教育課長補佐兼施設係長 佐山敦勇  
学校教育課学務係長 石井智之

### 1 付議事件

- (1) 議案第16号 ゆうき図書館の指定管理に伴う設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

### 2 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 報告第24号 平成28年度教育委員学校訪問について
- (3) 報告第25号 結城市立公民館の使用停止について
- (4) 報告第26号 平成28年度学校給食センター物資納入業者について

### 3 その他

午後 2 時 0 0 分 開 会

- 指導課長 それでは、ただいまから教育委員会 8 月定例会を開催いたします。本日の会議は、定足数に達しておりますので、成立しております。本日、傍聴希望者が 1 名おりますが、許可してよろしいでしょうか。
- 委員長 はい、よろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 委員長 では、入室を許可します。  
(傍聴人入室)
- 指導課長 それでは、委員長、開会宣言をお願いいたします。
- 委員長 改めまして、こんにちは。  
大変ご苦労さまです。  
では、ただいまから教育委員会 8 月定例会を開会いたします。よろしく  
お願いいたします。
- 指導課長 会議の議事進行につきましては、委員会会議規則により、委員長が行う  
ことになっておりますので、委員長、よろしくお願ひします。
- 委員長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人の指名をさせていただきます。  
議事録署名人は、引き続き北嶋委員を指名いたします。
- 北嶋委員 はい。
- 委員長 よろしくお願ひいたします。  
これより議事に入ります。  
本日の案件は 1 件でございます。それでは、議案第 16 号 ゆうき図書館  
の指定管理に伴う設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて、事務局より提案説明をお願いいたします。

**◎議案第 16 号 ゆうき図書館の指定管理に伴う設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

- ゆうき図書館長 議案第 16 号 ゆうき図書館の指定管理に伴う設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例について。  
上記議案を提出する。  
平成 28 年 8 月 24 日提出、結城市教育委員会。  
資料の 1、提案事項明細書というのがございますが、議案にございます  
とおりのこの条例の改正につきまして、来月開催される市議会第 3 回の定例  
会のほうに上程をさせていただきます。  
この条例の改正につきましては、ゆうき図書館に指定管理者制度の導入  
が可能となるように条文を整理するものがございます。指定管理者の業務、  
募集など、指定の手續に関する規定を既存の条例に加えております。  
ここで、指定管理のほうに至った経緯でございますけれども、資料の 2

に飛びましてご説明を申し上げます。4ページです。よろしく申し上げます。

現在、市民情報センターは、ゆうき図書館を核とした複合施設という形態で運営をしております。平成16年の5月の開館以来、ゆうき図書館は市の直営、情報センターは、地方自治法244条2の改正の際に指定管理者制度を導入しまして、現在、公益財団法人結城市文化スポーツ振興事業団が指定管理をしております。

これまで、市の直営によりまして図書館、事業団の指定管理によりまして情報センターという体制をとってございましたけれども、対外的に非常にわかりにくく、組織が2つあることで人員の配置にも非効率な面がございまして、図書館長と情報センター長がそれぞれいるために、命令系統の混乱、情報共有のロスなどが生じたりということで、また、両施設の開館時間が違っていたりというような課題がございました。

これらの課題を解消すべく、昨年度、第4次結城市行政改革大綱行動計画に基づきまして、行政運営の効率化と公共施設の見直しという中で、市民情報センターの最適な運営方法としまして、市民情報センターとゆうき図書館を一体としまして、一つの施設と捉えた管理運営が望ましい、またさらには、両施設を一体とした効率的な運営手法につきまして、平成29年度からの具体的な運営方法を検討して決定するというような行政改革推進本部会議の決定がなされました。それを受けまして今回、一体的管理運営の方法として、直営か指定管理かの選択を検討いたしました。

これまで情報センターを事業内容により指定管理で行ってきたことを踏まえますと、直営に戻しますと情報センター運営分の新たな市職員の配置が必要になります。もともと市職員の勤務形態にはなじまない、また、業務に専門性が要求されるという理由から指定管理を導入していることから、これを直営に戻すことというのは、現実的ではございません。

一方、ゆうき図書館に指定管理者制度を導入しまして一体的に管理運営すれば組織が簡素化されまして、効率的な人員配置が可能になりまして、結局、管理運営コストも削減されると。そういう面から、指定管理者の制度を導入することが適切であると判断をいたしました。またその際に、公募は行わず事業団の指定管理というものを考えております。

また、一時的に市民サービスが低下することがないように、初年度につきましては、市職員1名を引き継ぎのために残すということにいたしております。

最後に5ページになりますが、ゆうき図書館への指定管理者制度導入の適用の可否ということで、本市における指定管理者制度導入の基本方針というのがございます。こちらの導入の判断基準、この1から6までのほうに照らし合わせまして、全ての項目で適切というふうに判断を行い、ゆう

き図書館に指定管理者制度を導入いたしまして、今年度で指定管理期間が満了を迎える新情報センターとともに、来年4月から両施設を一体的に管理運営することといたしました。

また、一体化して指定管理をしていくに当たりまして、これは来年の4月からということになりますが、これまで課題となっていた両施設の開館時間の統一というのを実施したいと思っております。現在、土曜、日曜、祝日の開館時間が図書館、情報センターともに午前9時から午後7時でございます。しかし平日につきましては、図書館が午前10時から午後8時、情報センターが午前9時から午後8時となっております、利用者の混乱を招いております。今後、平日につきましても、図書館の開館時間を1時間スライドして繰り上げし、情報センターについても閉館時間を1時間早めまして、両施設を午前9時から午後7時までの開館とすることで、開館している全ての日を午前9時から午後7時までと統一させていただきたいと思っております。なお、情報センター3階にあります多目的ホールや会議室の使用につきましては、これまでどおり午後9時30分まで使用可能ということにしております。

ここに至った理由といたしまして、まず平日の図書館の午後7時以降の来館者が少ないこと、また、情報センターの2階会議室等の利用がこの時間帯でやはり少ない。また、図書館の朝9時開館を求める声というのが多かった。また、1時間スライドしますと、光熱費につきましてもかなり削減されるということです。また、午後7時ごろの時間帯に情報センターの1階のフリースペース等には酒気を帯びた方とか、子供さん等がいるにはふさわしくないような環境ができてしまうようなこともございまして、午後7時までというような選択をさせていただきました。

また、県立の市町村立図書館のうち、結城市を除くと54館中6館しか午後8時以降の開館がないということで、そのうちの4館が都市部である水戸市ということもありまして、結城市では今後7時まで大丈夫ではないかという結論に至りました。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

ただいま議案第16号につきまして説明を頂戴しました。

この件につきまして、委員のご意見をお願いいたします。

何かございませんか。

中村委員さん、お願いいたします。

○中村委員

ちょっと1つは確認なんです、この条例の一部を改正するについて、結局、今のお話の中では、直営から指定管理制のほうに移したいという、こういう前提ですよ。それで私は全然問題ないと思うし、そのほうがシンプルで市民にとっていいと思うんですが、この際に私は、そのサービス

の向上というところがあるところがメリットの云々とありますけれども、この機会にサービスについて、市民の方々から、やはりもうちょっと対応をもう少し丁寧な対応にしてもらえないか、優しい対応にってもらえないかというお話を、やっぱりたびたび聞くんです。だから、そういうことをこの機会にあわせて少し、このプロジェクトそのものは、もうこれに関しては移行についてのプロジェクトかもしれないですが、運営のためのプロジェクトという、そういう意味合いでもちょっとその辺にてこを入れてもらったほうが、そのサービス向上をうたうのであれば、なおさらそこで。この専門性云々といっても、今直営で、何でも結局臨時職員さんが多いんですよね。で、臨時職員さんの処遇の改善というのも私は希望したいところがあるんだけど、いずれにしても専門性云々ということとあわせて、その移行したときに恐らくメンバーはそんなに変わらないと思うんです。ただその中で、それを機会にやはり職員のあり方というか、それを今度は管轄が変わってくるんですかね、事業団のほうに。でも、ある程度市のほうの今まで直営でやっていた部分で考えてきたそういうことも事業団のほうに進言していただいても当然いいと思うんで、その辺をちょっと兼ね合わせて、やっぱりサービスは人なんですよね。人を育てるといっても、それも非常に大事なんで、預けちゃったからいいという、その辺私はちょっとわかんないんですが、どのように事業団に対して意見が出せるかどうかというような。でも、常務さんが市のOBさんでいらっしゃるし、その辺は、中には常務さんの中でもやっぱり問題を非常に抱えているんだということも認識されている方も多いんですよね。だからその辺のことと合わせて、ちょっとサービス本位にやっぱり考えていくというのが私は必要だと思うので、ぜひお願いしたいなと思います。

○委員長            お願いします。

○ゆうき図書館長    今のおっしゃられたとおりで、今回もちろん市からの指導監督もございますが、事業団というのは今まで市民の最前線としてきた実績がありまして、非常に元気で明るい力強い接客というのがございまして、そういう接客のノウハウというものをまたこちらのほうに取り入れてもらって、活力ある図書館というか、明るい図書館をつくっていただければと思っております。

以上です。

○教育部長            市の指導監督の話ですけれども、事業団のほうは、一応市の出資法人ということで出資法人の指導監督要綱というものがございまして、それに対して、その団体に対しては年1回の実地検査だとか、いろんなことをやっておりますので、そちらの事業団のほうに行ったとしても、それは市の指導監督はできるということですので、その点は十分にやっていたいというふうに考えております。

- 中村委員 ぜひお願いします。
- 委員長 ほかにご意見はございますか。  
ちょっと私のほうから、単純なんですけれども。  
そうすると、現の図書館長さんは来年の4月以降はどうなる。そうすると、センター長というのは兼務。
- 教育部長 一応市が直営でやっております、市の職員というのがあそこに4名いるわけなんです、それはもう指定管理者のほうで全てやるということで、その市の職員はもうそこにはいないと……
- 委員長 引き揚げる。
- 教育部長 ただ先ほど館長からありましたように、人数をはっきり何人残すとかというのはまだこれからの話になってくるんですけれども、急に全部引き揚げてしまつては、引き揚げるというか、しまつては、何かと難しい面もあるところがございますので、派遣という形、前、昔、私も2年ほど事業団に派遣されていましたが、そういった形で何名かは残るような形になろうというふうに思います。
- 委員長 わかりました。  
ほかにございましたら。  
では、よろしいですか。  
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 委員長 それでは、意見もないようですので、早速採決に入らせていただきます。  
それでは、議案第16号を原案のとおり賛成することについて、賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）
- 委員長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よつて、議案第16号 ゆうき図書館の指定管理に伴う設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。  
では、次に、報告事項に入らせていただきます。  
本日の報告事項は、教育長さんの報告のほか3件ございます。  
ではまず、教育長さんの報告について、よろしくお願ひいたします。

## ◎教育長報告

- 教育長 それでは、本日の資料の6ページをお開きください。  
教育長報告、茨城県市町村教育長協議会夏期研修会及び平成28年度結城市議会第3回定例会について。  
上記のことについて、別記のとおり報告する。  
平成28年8月24日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。  
7ページのほうをごらん願ひます。

一応、報告といたしまして1から3までございますが、まず1の茨城県市町村教育長協議会夏期研修会、7月27日に水戸のレイクビューのほうで実施されたところですが、その中の抜粋で、そこに挙げてあります①から⑥について、別紙の資料でご報告をしたいと思います。別紙の資料としまして、少人数教育充実プラン推進事業についてというレジュメがこうあるかと思いますが、そちらを見ていただきたいと思います。後ろのほうにあるかと思いますが。

これは、茨城独自に少人数教育を進めているところですが、2番の概略にありますように、(1)の楽しく学ぶ学級づくり、これは小学校を対象にしているもの、(2)が中学校生活スタート支援事業、これは中学校の1年生を対象にした少人数学級編成でございます。

具体的な取り組みにつきましては、小学校は(1)のところに、小学1・2年生と言えば、国でもう35人学級をやっています。これはご案内のとおりでございます。小学校3年生から6年生については茨城独自に、35人を超える学級が②のほうを見ていただくと、1学級または2学級あったらその学級には担任の他に1人非常勤をつけますよと。これはいわゆる例えば本市で言えば、江川北小の6年生は人数が37人、1学級しかないんですけれども、37人いるので、そこには担任のほかに非常勤を1人つけますよということで、ついています。そういうシステムで、2学級まで学年の中でそれぞれにつけると。しかし3学級以上になっているときに、35人を超える、36人以上ですね。それが3学級以上あるときには、もう1人つけるんじゃないくて、学級を1つ増やしちゃいますということで進めているところです。それが茨城の独自の取り組みで、この方法でやっている状況で見ますと本市は、結城小が3年生と4年生が3学級のものを4学級にしています。それから、城南小は2年生と3年生。2年生は、これはもう国の加配でそういうふうになっていますので、3年生がそういう対象になっていると。4学級になっている。あと、絹川小がやはり2年生の児童が36名いるので、2つに分けやっています。これは国の基準で35人以下ということなので、そういう取り組みをしています。また城南小では、6年生が非常勤講師を2クラスつけています。西小は、3年生と6年生の2クラスにそれぞれ非常勤講師がついて、4人の非常勤講師がついていません。城西小は5年生の1クラスに非常勤、江川北小が6年生。本市では今言ったような状況で、小学校は学級増、または非常勤講師が配置されているところです。

また、中学校につきましては、(2)の中学校生活スタート支援事業、中学1年生で同じように、35人を超える学校が1学級ないし2学級のときは非常勤講師、3学級以上そういう学級が1年生にあれば、学級を1学級増やすと。そしてなおかつ、非常勤講師。この対象には、結城中学校の1

年生。本来であれば40人でやると5学級しかないんですが、今6学級あります。それは、35人を超える学級が3クラス以上になっちゃうんですね、5クラスのうち。ですから今6学級でやっています。結城東中はやはり1年生、本来なら3学級なんですけれども、茨城方式で4学級で今1年生が学級編成されています。

そのような状況で、今後もこの継続が図られていくところかと思うんですが、そういうことで、再度、その少人数学級の成果をしっかりと上げてほしいというようなことで指導があったところがございます。

続きまして、同じく別冊資料の次のページの全国学力・学習状況調査、こちらにつきましては、本来であれば明日メディア等も含めて公表、新聞と公表の予定だったんですが、新聞報道でもされましたように、中学校の生徒質問紙が集計に入れられない学校がかなりあったようなんですね。で、それをもう一度集計し直して、9月のどの辺になるか、県・国からの通知では、新たに文部科学省のほうからその公表の日時が指定されるので、その段階で公表する。あわせて、その集計に新たに食いだんだデータを各学校、また教育委員会に提供されるというような状況で、この公表につきましては、県も国の通知を待って、なおかつ新しいデータを待って対応していくというようなことでございます。各学校には個々のデータは来ていますので、結果の分析とかそういうことは進めているところですが、その最終的な中学校の母集団のデータがまだ確定していないというようなことで、今後新たなデータが来るので、それまで公表はしないということの指示でございました。あわせて、この結果については当然、各学校、教育委員会も含めて、説明責任というのがあるところですが、あわせて、国語と算数、数学の一部の調査であること、また、授業の改善に生かすということが大前提ですので、序列化とかそういうものは踏まないように、学校の傾向とかそういうものを文章とかそういうもので表現しながら保護者のほうに伝えていくということで、従前どおりの公表の仕方を予定しているところがございます。

続いて、別冊の3ページのほうへ進んでいただきまして、道徳教育に係る国の動向。道徳教育、今、週1時間、道徳の時間というので授業としては行っているところですが、今後、道徳が特別の教科である道徳ということで、特別の教科になっていくと。その発端は、いじめ問題、こういうものへの対応があって、主な流れが1番に示されているところですが、2番のところ、道徳に係る学習指導要領等の一部改正、もう既に改正されているところですが、1つ目の白丸で、道徳を特別の教科である道徳、こちらにしていくと。そしてそれを、2番目、一番下の白丸、施行日ということで、小学校は平成30年4月1日から、中学校は平成31年4月1日から特別の教科道徳で実施していく。ついては、今、教科書を作成している

わけですね、教科書会社が。この場合、特別支援学級の採択等をお世話になったところですが、この後、下にこうスケジュールが書いてありますが、28年、今年、国のほうで文科省の検定をして、その作成した教科書会社の道徳の教科書、そして来年度採択をします。採択はこれは市町村でやりますので、来年はほかの教科はやらないんですけれども、小学校の他の教科は30年に採択なんですよね、本来スケジュールでいくと。ですから、29年度、来年度は道徳の教科書については採択をしていくということになります。今までは副読本とかさまざまな資料を活用していたところですが、今後は教科書になっていくというところがございます。中学校については1年遅れて同じような採択をしていくということになります。その教科書の見本とか、そういうのがまだ当然出ていませんので。現在、その教科になりますと、評価が問題になってくると。今も評価、他の教科では評価をしているわけですが、それをどういうふうにしていくかというのが今年度中には大体決定されるところだと。

これを踏まえて4ページのほうに、県のほうでも、道徳教育推進事業ということで道徳の指導のあり方について、今後県として各小中学校の教員を集めて、右側にありますような研究協議会を全部の学校から参加させて実施する。また、リーフレットの作成・配布、そういうものを行っていくというような説明があったところがございます。当然、道徳の授業は現在も行われていますし、議論する道徳であるとか、そういうことが大きなキャッチフレーズになっていますけれども、そういうのも含めて道徳の授業の充実ということで、今、各学校とも授業の充実に取り組んでいるところです。道徳の時間は、あくまでも教科になっても週1時間しかないんです。あとはいろんな行事であるとか、他の教育教科であるとか、そういうものも含めて道徳、学校の経営活動全体で進めていくと。ただし時間としては、特別の教科と週1時間やっていくということでございます。

続いて、次の5ページのほうで、別冊資料の次のページ、教員採用の概要ということであったところです。

先週、8月20日、21日が2次試験ということで、採用試験が行われたところがございます。結果の発表は10月の初旬に行われるということで、1の試験方法のところの選抜試験の実施というところが四角枠で書かれているところがございます。

今年度について言えば、今まで教員採用のさまざまな改善、そういうものが行われてきて、2番のところに選考試験の改善についてということで、一番右側を見ていただきますと、平成20年度採用あたりからもう毎年のように採用方法の改善が行われてきたところです。ちょっと見ていただきたいのは、平成27年度採用から、今採用試験は44歳以下の受験生まで。ですから、新採でも大学を卒業して22で教員になる、または短大でもオ

一ケーですからね、免許があれば。そうすると20歳でなる。そして、1番目の年齢、新採で若い人は44歳、そういう状況でございます。かなり幅広い状況がある。

あわせて、今年度からの変更ということで、平成29年度の採用から4点ほどそこにこう挙げられていますが、新たな取り組みとして、一番上のところですね、29年度の。前年度1次試験合格者であることによる翌年度第1次試験の免除の導入。要は、2次試験に行き、結果として採用にならなかったんだけど、優秀だったから次の年1年だけは1次試験を免除しますよという制度を今年受けた受験生からスタートしますということでございます。それ以外については、加点制度とかそういうものが昨年度から実施されて、新たなものが少しずつ改良されているところでございます。

それらの中で、倍率がかなり低くなっているという県のほうからの説明もあったところです。倍率、小学校だと3倍を切ってしまうというように、初任者の資質向上ということで、研修も含めた若手の育成というのが喫緊の課題だというふうに考えているところでございます。

続いて、別紙資料6ページのほうで、これは校長、教頭等、教職員の年齢構成グラフということで、毎年事務所のほうでも同じような資料を提示いただいたところですが、これは県全体の数字でございますので、それぞれの年齢のところにはこれだけの教職員の在職があるというところで、先ほど言いましたように、44歳までのところは毎年ある程度少しずつ、人数は多い少ないはありますが、少しずつこう増えている。これが多分40あたりが非常に少ないということも相まって、あとは受験生の確保ということも相まって、年齢を44歳まで引き上げている、そういう流れでございます。こういう中で、中間のミドルリーダーというんですかね、そういう人たちを育てていかなければならない。あわせて、若い先生方をしっかり指導力をつけていくということが課題だというようなことで指導をいただいたところでございます。

7ページ、すみません。

児童生徒における携帯電話、インターネット等の適切な利用に向けて。これは前回の定例会のほうでもポケモンとかそういうものでご心配をいただいたところでございますが、これは平成25年度の携帯電話、インターネットの利用による茨城県独自に行った実態調査でございます。

1つ目の白丸、携帯電話の所有率と所有する携帯電話の種類。小学校、中学校、高校、「持っている」、「持っている内訳」、「持っていない」。これは公立小学校の5・6年生、公立中学校それぞれをこう調査したところですが、一番新しいデータを私のほうから申し上げます。これは、全国学力・学習状況調査の質問肢の中で、「携帯電話、スマートフォンを持っていない」、

一番右側に、これは小学校5・6年生ですから、67.5%が「持っていない」ところ、この時はなっています。今回、6年生に対して調査した部分では、「持っていない」のは40.7%、6年生で持っていないのは40.7%。中学生で「持っていない」のは16.6%。中学3年生です、これは。実際に調査しているのは、中学生は全学年で、小学校は5・6年生、茨城県で25年にとったものだそうですが、今は、申し上げた数字は小学校6年生と中学3年生です。やっぱり、かなり子供たちの身近な部分にもう携帯とかスマホが存在している。また、子供たちが活用しているという実情がある。そういう中での今後の子供たちの上手な利用法、また、その保護者も含めた対応が求められるのかなということで、この前もご指導をいただいたところですが、各学校でその利用についての子供たちへの、また保護者の研修の機会を持って、啓発に努めているところでございます。

以上、今日の教育長報告の1番、市町村教育長協議会夏期研修会の内容についてご報告しました。

続いて、2番の平成28年度結城市議会第3回定例会の日程等について、そこに記してあるとおりの今後のスケジュールでございます。9月7日から9月23日、その他、一般質問、常任委員会、決算特別委員会というような日程になっております。

3番、その他。学校関係、子供たちにかかわる内容について、そこに記述させていただきました。

(1)のガスコンロ贈呈、親子料理教室につきましては、東中のほう、ガスコンロの寄贈をいただきましたので、料理教室も合わせて実施すると。その他の日程については、そこにあるとおりでございます。

最後に、(5)の全国大会等結果につきましては、本日の別紙資料で全国大会出場名簿と、関東大会出場名簿、表裏で状況を記してございますので、参考にござらんになっていただければと思います。非常に中学生の活躍が目立って、非常に各学校の活性化に、また結城市の活性化に力をいただいているというようなことで、ご報告を申し上げます。

以上で教育長報告のほうを終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま、教育長さんから報告をいただきました。

この件につきまして、何かご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

中村委員さん。

○中村委員

じゃ、最初に教えてほしいんですが、市単独事業で35人以上学級に対する措置なんですけど……

○教育長

県単ですね。

○中村委員

市のほう。

- 教育長 県で。
- 中村委員 県。これは県。
- 教育長 ええ、県です。
- 石川委員 県ね。
- 教育長 はい。
- 中村委員 中学生の場合に、3学級以上は4学級にして、もちろん処理、加配になりますよね。プラスその非常勤1名というのは、これはどういう理由なんですか。
- 教育長 例えば3学級が4学級になると、担任が1人増えればいいわけですよ。だけれども、1学級増えると実際には、その国、社、数、理、英、音、美、体、技が全て時数が増えるわけですよ。そうすると、1人の担任だけでそれを持てるわけじゃないので……
- 中村委員 時数の関係で。
- 教育長 ええ。1学級増えるといろんな教科が増えるので、苦しくなる教科もあるだろうし、担任1人増えればいいというものじゃないだろうということ、非常勤を県でつけて配置しているというものです。
- 中村委員 わかりました。
- ある程度、先生方はやっぱりゆとりを持ってもらうというのが非常に大事なんで、もう1ついいですか。
- 道徳なんですけれども、これは私の危惧するところは、先生方はこれ相当忙しくなるなと思うんですね。例えば教科化になれば、内容項目はきちんと押さえられてまいりますよね。そのときに、基本的に私は反対なんです、これは。それはいずれにしても、私はちょっと部外者ですから、何ともそれは言いませんけれども、もう先生方は目に見えるようなんです。で、これはぜひもう教育委員会の指導で少し先生方にやっぱり負担がかからないようにうまくここは導いていただければという私の希望です。物すごくこれは負担がかかると思います、実際に。
- その2つ。
- 委員長 貴重なご意見ですので……
- 教育長 そうですね。
- 委員長 それを踏まえて……
- 教育長 これは、指導する教員のほうも、今後の道徳の特別な教科のところをどういうふうに指導していったらいいか。そこは非常に不安があるというか、まだイメージがしっかり持てない、そういう状況もありますので、教科書のほうもまだ提示されていないところ、そういう中で、今後研修という部分で、県のほうでもやりますが、市のほうでもそういう道徳の授業のあり方について、一緒になっていきたいというふうに思います。貴重なご意見をありがとうございます。

- 委員長                   この時期と同じなんですわね、外国語の。
- 教育長                   それは1年遅れです。
- 委員長                   これは遅れなんですか。そうですか。
- 教育長                   実際には31年に新しい学習指導要領に切りかえになります。大体10年で動いているものでして、道徳だけが早い。
- 委員長                   早いんですね。外国語は31年か。
- 教育長                   はい。
- 委員長                   それも重なってきますもんね、連続してね。大変ですよ。
- 中村委員               もう1ついいですか。
- 委員長                   はい、どうぞ。
- 中村委員               お礼というか、上山川小学校の件で、さかのぼれば4年前、3年前かな、教育委員が臨時招集されて、一つのあの重要な問題がありましたよね。その後、皆さんが危惧していたわけですよ、その後どういう経緯を踏むのかという、そういうときに、実は今年、私、学校から要請されて、保護者の前で1時間話をしなさいと言われてたんですね。しなさいというか、話をしただけませんかという優しい言葉でだったんですけども、そのときに、教育長なんかのご配慮いただいて、データをいただいて真剣に学校が取り組んでいるという、そういうことは、私はこれから、地元でもあるので、そういう目で見ているのかもしれないんですが、教育委員会の事務局のほうからそういうすばらしいアドバイスを常に目をかけていただいて、で、学校がそれだけそれに応えて、そういう適材適所というか、人事配置もそうでしょうけれども、そういう意味で教育長さんを初め皆さんには、私は感謝しながらお礼を言いたい気持ちなんですわね。私のつまらない話も親たちは聞いてどうだったかわかりませんが、そういうその学校の取り組みがすばらしい、それはもう教育委員会のほうの指導のたまものかなと思って、私はこれは感謝したいなと思って、本当は最初にそう言わないといけなかったんですけども。
- 教育長                   上山川も伸びしろナンバーワンを目指すということで、本当に職員一丸で、また保護者と一緒に教育活動の充実ということで取り組んでくれています。どこの学校も、各学校のホームページ、ウェブが結構発信をまさに行っているんですが、上山川も取り組みの内容、すばらしく発信いただいています。
- 委員長                   そうですね。それは教育委員一同、お礼申し上げたいと思います。本当仁平先生なんかね、長期にわたって5年目……
- 教育長                   6年目になりますよね。
- 委員長                   6年目なんですわね、確かにね。ありがとうございました。  
ほかにございましたら。  
(発言する声なし)

○委員長               では、ないようですので、教育長さんについては以上で終了させていただきます。

○教育長               ありがとうございます。

○委員長               ありがとうございました。

次に、報告第24号 平成28年度教育委員学校訪問について、事務局より説明願います。

### ◎報告第24号 平成28年度教育委員学校訪問について

○学校教育課長補佐兼施設係長 報告第24号 平成28年度教育委員学校訪問について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成28年8月24日提出，結城市教育委員会。

9ページをごらんください。

平成28年の教育委員学校訪問について（案）。

前回、きょう現在の案について報告いたします。

1番，学校訪問の目的。

教育委員が各学校を訪問し，学校経営，学習指導，生徒指導等の現状と課題について，学校と教育委員との間で意見交換，協議を行い，今後の学校教育の充実に資する。

2，訪問対象校は，小学校9校，中学校3校，12校となります。

3番，期日及び訪問校。

10月25日火曜日，城西小，江川南小，江川北小，結城東中学校。11月15日火曜日，上山川小，絹川小，結城西小，結城中。11月25日金曜日，城南小，結城小，山川小，結城南中となっております。

4番，研究協議事項等について。

（1）学校経営の基本方針と課題について。（2）学習指導及び生徒指導の現状課題について。（3）授業参観ということになっております。

5番の訪問予定者は，教育委員，教育長，学校教育課，指導課ということになっております。

6番の日程なんですけれども，午前中に2校を訪問し，昼食を挟んで午後2校というふうになっております。それから，10月25日火曜日，それから11月25日金曜日については，学校訪問の後，教育委員会定例会を予定しております。

今現在，このような案で学校訪問を予定していますので，よろしく願いします。

以上です。

○委員長               ありがとうございました。

ただいま，報告第24号について説明がございました。

この件につきまして，何か。

それぞれ教育委員さん予定していただいて、お願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告第25号 結城市立公民館の使用停止について、説明をお願いいたします。

### ◎報告第25号 結城市立公民館の使用停止について

○生涯学習課長 報告第25号 結城市立公民館の使用停止について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成28年8月24日提出、結城市教育委員会。

それでは、資料11ページをごらんください。

結城市立公民館は築45年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいることに加え、建物の耐震基準が満たされていないことや3階の柱に横ひびが入っていることから、利用者の安全性を十分に確保していることが困難であると判断し、本年11月1日から使用停止とすることになりましたので、ご報告いたします。

初めに、1の結城市立公民館の概要ですが、公民館は昭和45年に、それまでの木造の旧公民館にかわり新たに鉄筋コンクリート4階建てで建設されたもので、体育室を含む会議室が8部屋、和室が2部屋、大ホール1部屋、調理室1部屋の計12部屋があり、そのほか、郷土資料室や事務室、倉庫などがあります。

平成27年度の利用状況ですが、公民館には登録クラブが75団体あり、そのほか、登録外の団体が約90団体、そのほかに市役所や学校などが利用しており、年間約5万6,000人の方が利用しております。

2の建物の危険性についてですが、現在の建物は、昭和45年10月に完成し築45年が経過し、間もなく46年目を迎えます。昭和63年度には施設や設備の大規模改修工事を行っておりますが、それ以降も建物や設備の老朽化が進んでいます。また、平成21年度に実施しました耐震診断調査によれば、構造耐震判定値であるI<sub>s</sub>値が1階と2階で基準値である0.75を下回り、大規模地震に対し倒壊または崩落する危険性があるとの診断結果が出されました。さらに、平成27年度に実施しました3階柱構造調査におきましては、公民館の3階の北側の柱、直径70センチの柱6本ありますが、そのうち5本に全部で29カ所の横ひびが確認されました。ひびの幅は、いずれも直径0.3ミリ以内であり許容範囲内でしたが、ひびの深さは、浅いもので12センチ、深いもので21センチ、平均で12センチでした。柱の表面から8センチのところ鉄筋が入っており、ひびは鉄筋の奥まで入っていることから、実質的に柱のト が細くなっているため、大規模地震が起きた場合、柱に荷重がかかり、その結果、ひ

び割れが進行し最終的に荷重が負担できなくなり、3階部分が倒壊する危険性が指摘されております。

このように、公民館は、建物の老朽化や耐震基準を満たしていないことなど建物の安全性に大きな課題がございますが、老朽化に伴う大規模改修工事や耐震補強工事などは今多額の費用が見込まれること、また、これらの工事を実施した場合でも建物自体の耐用年数が今後10年程度と考えられることから、現状では大規模改修工事や耐震工事等は実施しないと。したがって、公民館を使用し続けた場合、市民や利用者の命、安全を十分に確保することは困難であるため、さまざまな状況を総合的に判断し、公民館を使用停止とするものです。

次に、12ページの3の代替施設についてですが、公民館の代替施設として、結城地区を中心とした市の公共施設を使用させていただきます。代替施設では、結城地区では公民館・北部分館、いわゆる庁舎など9施設、結城地区以外では、絹川多目的集会施設など3施設、合計12施設となります。これらの施設の平成27年度の利用状況で見ますと、公民館の利用実績に対し、結城地区の施設だけでも約2倍の空き部屋があると見込んでおります。しかしながら、各施設においても既に地元の団体が定期的にご利用していることや、他の市民団体や公共機関などの不定期の利用が多数あること、さらには、公民館を定期的にご利用している団体では曜日や時間帯が限定されてくる団体も多くあると考えられることから、同一施設での定期的な使用を希望する場合は、全ての団体が各施設に振りかえられるかどうかの可能性については実際にはやってみないとわからないというような状況であると考えております。

最後に、4の公民館使用停止のスケジュールですが、今後、8月29日には、月曜日になりますが、公民館利用者への説明会を開催し、9月1日には、お知らせ版や市ホームページを通して市民に公民館の使用停止について周知を行ってまいります。

なお、即時に公民館を使用停止にした場合には利用者に大きな混乱を招くことを回避するため、使用停止の発表から約2カ月間の周知期間を設け、平成28年11月1日から公民館を使用停止とし、また公民館の使用停止後は、今現在公民館の中にあります生涯学習課公民館係はこちら駅前分庁舎に移転する予定です。

以上、公民館の使用停止についての報告を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございました。

この点につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

石川委員さん。

○石川委員 今説明がありましたけれども、建物の危険性がもうはっきりわかっている中で、使用停止が11月1日、ということは、かなりその間は使っているということもありますよね。公民館の説明会が8月29日、お知らせなんかは9月1日、その後にも2カ月ぐらいありますけれども、その間にもし、今、細かい地震というのが結構あるかと思うんですけれども、いつ来るかわかんないという状況の中で、もっと早くその使用禁止ということは、何か事情があつての11月1日なんですか。

○委員長 お願いします。

○生涯学習課長 本来であればもっと早く停止をとりたかったんですが、実際その停止にした場合に、じゃ今の公民館にかわる公民館をどうするのかというのが1つどうしても質問されるでしょうし、その部分についても、本来ならばできればそれを解決してその方針を決めてから、この後どうするかについてははっきりさせてから使用停止ということにしたいと思ひまして、そのほかでいろいろ協議をしてきたんですけれども、なかなか新しい公民館、今の公民館が停止した場合、そのほかの公民館についてと今いろんな意見がちよつと出されておひまして、ちよつとなかなかまとまらない状況であります。ただ、このままその結論が出るまで待つていたんではまたずるずると行つてしまうということで、その新たな公民館の整備についてどうするかについては今後急ぎ早期に結論を出すにしても、とりあえずはもうその結論が出る前ですけれども、出てはいない状況ですが、とりあえずは公民館の使用停止、利用者の安全性を確保するというので、利用停止というのを先行して、そこをまず先にやろうということで、今回このタイミングでの発表、使用停止ということになりました。これで、ただ、先ほど説明したように、直ちにでは危険性があるということで9月1日に発表して、すぐに使用停止しますということになると、やっぱりちよつと利用者もかなりの利用団体もおひますので、そうした一つの課題が大きな混乱というのがありますので、やっぱりその、といった状況の回避をしたいということで、一応2カ月間という周知期間はちよつと持たせていただいて、その間は十分注意しながら使うということになりますけれども、そういったことで今回の9月1日、11月1日というのをちよつと決めさせていただきました。

○教育部長 その石川さんのご質問は、11月1日からということで、その間に……

○石川委員 そうです。

○教育部長 それだったら停止するんだということなんですかけれども、やっぱりみんなこの耐震がされていない建物というのがいっぱいありまして、例えばこれ学校にしても耐震の基準を満たしていないというのがいっぱいあつて、それをスケジュールを立てて、一気にではできませんので、やっていくわけですよ。そのスケジュールを立てて、じゃここでそれが終わるというのではどうしても、じゃそこまで使わないというわけにはいなくて、

やっぱりこういった形になってしまうんですね。今の市の庁舎も実は耐震工事を今やっているんですが、耐震は低いんですよ。それも今年度いっぱいまで工事が終わるような形でやっているんですけども、じゃどうしてもその工事が終わるまでというのは、その耐震は保てないんです、十分満たしていないんですよ。だからといって、やっぱりそれをとめてしまう、使わせないというわけにはなかなかいかないものですから、どうしてもこういったいつにこれを、この対処をするために耐震工事をやるとか定めるとかというのがあると、どうしてもその間は、これはどこでも同じなんですけれども、使うような形になってしまうということが現状です。

○委員長 学校も使いながらのね。

○教育部長 はい。

○委員長 耐震補強だからね。

○教育部長 石川委員さんのおっしゃっているその後これを公表して発表したら、じゃうちは別なところを使いたいよと、こう……

○委員長 救済ね。

○教育部長 代替のところを、それを積極的に進めていくというのが、当然並行しながら行くべきものかなと。ただ、もう絶対その場で1日から使えないよとやっちゃうのは、ちょっと周りのいろんな不具合も出てくるだろうから、やっぱり11月1日は、もうそれ以降は全面使用停止と。

○委員長 団体によっては、もう9月、これが出たら私は入らないという人もいるでしょうけれどもね。

○教育部長 うん、もうここはやらないで、こっちの施設を使わせてもらおうというように、きっと動きが出て……

○委員長 出てきますよね。また学校とは違いますよね。

○教育部長 はい。

○委員長 よろしいですか。

中村委員さん。

○中村委員 早くこういうふうな手を打っていただいて、私はありがたいと思う。問題は、そのトータルなんだと思うんですよ。市庁舎の建設ってありますよね。もうそれは青写真ができていて云々ということだとは思いますが、例えば学校は耐震化されました。で、これから学校が例えば統廃合、出てきた場合には空きますよね。その建屋をどうするかとかという問題も、私は念頭にあったほうがいいと思うし、今後のいろいろ市民情報センターであるとかコミュニティであるとか、ここを利用する場合には、例えば管理運営の場合に人材が必要になってくるし、そこでのやっぱり新たな組織プログラムが必要になってくるし、だから市庁舎、将来を展望したときに、別に公民館を、今でなくてもね、新しく建築する方法。市庁舎と2つ建築する。市庁舎の中にそのコミュニティー活動の場としての公民館の機能を

出すようなスペースをつくる。そういったこと、いろいろこう考えたときに、やっぱり場当たりにならないように、少しトータル感というのをきちっとどこかでやっぱり進めていったほうがより機能もそうだし、使いやすさ、サービス面、あと一番大きなのはお金、予算ですよ。

○委員長 経費ね。

○中村委員 そういったところがどうなのかなという心配はあるんです。だからその辺もぜひお願いしたいなと私は思うんですね。こういうことに関しては、早くこういった動きを見せていただいて、取り組んで、私は非常に感謝しているところです。

○委員長 貴重な……

○生涯学習課長 いただいたご意見を踏まえまして、この公民館整備については早急に結論を出していきたいと思えます。

○委員長 大変でしょうけれども、いろいろなご意見があつて。よろしくお願いたします。

よろしいですか、では。

(発言する声なし)

○委員長 では、報告第25号については、終了させていただきます。

最後になりますが、26号 平成28年度学校給食センター物資納入業者について、説明をお願いいたします。

### ◎報告第26号 平成28年度学校給食センター物資納入業者について

○給食センター長 それでは、報告26号 平成28年度学校給食センター物資納入業者について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成28年8月24日提出、結城市教育委員会。

平成28年8月18日に開催されました結城市立学校給食センター運営審議委員会におきまして、申請のあった1業者、新規申請業者ですが、これについて審議した結果、可決されましたので、14ページのとおりご報告をいたします。

続いて、今回の28年度学校給食センター物資納入業者について説明いたします。

平成28年7月15日から7月29日の期間に指名申請の受け付けを行いました。その結果、1業者より新規申請がありました。業者が申請する品目につきましては、資料15ページをごらんください。

ナンバー15のマルカ冷蔵株式会社は、冷凍・冷蔵品、生もの、添加物を扱う業者でございます。今回、年度途中でありますが、この業者より新規申請したいとの申し入れがありましたので、1業者のみを優遇するわけにはまいりませんので、6月15日の市お知らせ版により物資納入業者の

募集をかけましたところ、ただいま報告しましたマルカ冷蔵株式会社のみ  
の申請となりました。

以上、ご報告を申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま、26号につきまして説明をいただきました。

この件につきましてはご意見はございますか。

よろしいですか。

○教育長

この事業所というのが結城にもあるんですね。

○給食センター長

本社は東京なんです、倉庫とこの営業所が宇都宮市にあります。

○教育長

宇都宮。

○給食センター長

はい。

○教育部長

そこへ検査も行ったんでしょう。

○給食センター長

はい、行きました。

○委員長

じゃ、この案件につきましてはよろしいですか。

(発言する声なし)

○委員長

ありがとうございました。

以上で報告事項につきましても終了となります。

○指導課長

以上で議題及び報告事項について全て終了しました。

委員長より閉会宣言をお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

では、本日の委員会をこれによりまして閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時00分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員